

「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」報告書の概要（平成28年3月17日）

預保納付金事業の見直し

奨学金事業

現行

- 無利子貸与、返済期間は30年以内
- 貸与対象は高校生から大学院生

状況等

- これまでの借り手の経済状況を見ると、低所得者層が多く、奨学生数は低調
- ⇒ [要望] 貸与制から給付制へ変更すべき

✓ 貸与制から給付制へ移行

・ 給付水準

- 大学生について、国立大学の授業料を賄える水準
〔月額〕 大学生：5万円、大学院生：5万円、
高校生：2.5万円(私立)、1.7万円(国公立)
- 入学時に一時金を支給（大学生は30万円）

・ 受給資格

- 犯罪被害者等の子供（高校生から大学院生）であって、学費の支弁が困難となった者

団体助成事業

現行

- 支援団体の財政基盤を支える仕組みをつくる事業（ファンドレイジング担当者の雇用等）
- 資機材を整備する事業（相談室の資機材の調達等）
- 相談・面談等により、支援の充実を図る事業

状況等

- 相談員等の人件費は助成対象外
- ⇒ [要望] 支援団体における既存の支援体制や24時間365日対応に向けた新たな相談受理体制に関し、次世代の育成に必要な人件費も助成すべき

✓ 相談員の育成に対する助成

・ 既存の支援体制への支援

- 相談員の育成費（雇用経費）を助成対象に追加

・ 新たな相談受理体制への支援

- 新たな相談受理体制の整備に伴って必要となる相談員について、その育成に必要な費用（雇用経費）を助成

犯罪被害者等の支援の一層の充実

(注) 上記のほか、金融機関等において、振り込め詐欺等の未然防止に向けた取組みを継続するとともに、被害者に対する返金率の維持・向上に向けた取組みを継続